

2026 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 執 行 役 CEO サ イ モ ン ・ ゲ ロ ヴ ィ ッ チ
(東証スタンダード市場：3350)
問 合 せ 先 I R 部 長 中 川 美 貴
<https://metaplanet.jp/ja/ir-contact>

第 10 回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行要項の一部変更（潜在株式数の固定化）、ロックアップ契約の締結及び長期役職員インセンティブ・プランへの一部移管方針に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行要項を変更し、当社の完全希薄化後発行済株式総数に連動して本新株予約権の目的となる株式数が調整される条項（以下「本調整条項」といいます。）を廃止するとともに、本新株予約権に係る潜在株式数を 319,464,000 株に固定すること（以下「本変更」といいます。）を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本変更に合わせて、現在の本新株予約権者は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、5 年間の売却・譲渡制限（以下「本ロックアップ」といいます。）を設けることについて当社との間で合意しております。さらに、現在の本新株予約権者は、その保有する本新株予約権の一部を、今後新たに当社の役職員等が参加する長期インセンティブ・ビークルに譲渡する意向を表明しております。

本新株予約権は、当社が 2024 年 4 月にビットコイン・トレジャリー戦略を採用する以前に、2022 年 12 月 28 日付取締役会決議及び 2023 年 2 月 7 日開催の臨時株主総会の承認に基づき発行されたものです。なお、発行された本新株予約権 460,000 個のうち、定年退職を予定している従業員 1 名により 1,000 個が行使されておりますが、これを除き、本新株予約権は現在まで行使されておられません。

本変更前の本新株予約権の詳細につきましては、2022 年 12 月 28 日付開示資料「第三者割当による新株式、第 9 回新株予約権及び第 10 回新株予約権（第 10 回新株予約権につき有償ストック・オプション）の発行、商号の変更、定款の一部変更並びに親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 背景

（1）本新株予約権の発行

本新株予約権は、2022 年 12 月 28 日付取締役会決議及び 2023 年 2 月 7 日開催の臨時株主総会の特別決議による承認に基づき、当社役職員 7 名に対して発行された有償ストック・オプションです（払込金額：1 個当たり金 18 円、行使価額：1 株当たり金 10 円。2026 年 6 月 30 日時点では 5 名の役職員が保有）。割当てを受けた役職員は、第三者評価機関の算定に基づく公正価値により、自らの資金で本新株予約権を引き受けました。本調整条項を含む発行要項は、発行に先立ち株主の皆様の承認を得たものです。本新株予約権の 3 分の 1 は 2026 年 2 月 8 日に権利確定し行使可能となっており、残りはそれぞれ 2027 年 2 月 8 日及び 2028 年 2 月 8 日に権利が確定いたします。

なお、本新株予約権は、当初、当社の役職員 7 名（当時、取締役 2 名及び従業員 5 名）に割り当てられました。その後、当該従業員 5 名が退職したことに伴い、当該 5 名が保有していた本新株予約権については、それぞれ当社取締役会の承認を得た上で、その全部が他の本新株予約権者 3 名（現在の執行役 1 名及び従業員 2 名）に再配分されております。

また、当初発行した 460,000 個のうち 1,000 個については、2026 年 4 月に行使されております。

この結果、2026 年 6 月 30 日時点における本新株予約権の未行使残高は 459,000 個であり、その保有者は役職員 5 名（取締役 1 名、執行役 2 名及び従業員 2 名）となっております。その内訳は以下のとおりです。

- ・取締役：1 名（代表取締役 CEO サイモン・ゲロヴィッチ） 計 276,000 個
- ・執行役：2 名 計 141,000 個

・従業員：2名 計 42,000 個

合計：5名 459,000 個

本新株予約権の発行を決議した 2022 年 12 月当時、当社（当時の商号：株式会社レッド・プラネット・ジャパン）は、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行需要の消失等を受け、主力であったホテル事業について国内及びタイにおけるホテル運営の終了、フィリピンにおけるホテル資産の売却等の事業整理を余儀なくされ、2022 年 12 月期には売上高 366 百万円（前期比 29.4%減）、営業損失 858 百万円を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨を開示する等、抜本的な事業再建の途上がありました。かかる状況の下、当社は、2023 年 2 月開催の臨時株主総会の承認を経て、第三者割当による新株式及び第 9 回新株予約権の発行による資金調達と一体のものとして、事業転換を主導する経営陣・従業員に対する中長期インセンティブである本新株予約権（有償ストック・オプション）を発行いたしました。

（2）本新株予約権の調整条項

本調整条項は、発行要項の「新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法」において、本新株予約権全体の目的株式数が、増資や自己株式の消却等による変動後の完全希薄化後発行済株式総数の 20%（本新株予約権 1 個当たりではその 460,000 分の 1）となるよう調整する旨を定めたものです。

このため、当社が新株式を発行するか、又は本新株予約権以外の新株予約権その他の潜在株式を発行することにより完全希薄化後発行済株式総数が増加した場合、本新株予約権の目的株式数もこれに連動して増加します。一方、自己株式の消却等により同総数が減少した場合には、本新株予約権の目的株式数も減少する仕組みでした。したがって、本調整条項は、株式分割・株式併合等に伴う一般的な技術的調整にとどまらず、将来のエクイティ・ファイナンス等による資本構成の変化に応じて、本新株予約権の目的株式数そのものを変動させることを意図したものでした。

本新株予約権発行後の発行済株式総数の主な推移は、次のとおりです。

- ・ 発行時：114,692,187 株（2023 年 2 月 8 日現在）
- ・ ビットコイン・トレジャリー戦略採用時：153,942,187 株（2024 年 4 月 8 日現在）
- ・ 2026 年 6 月 30 日時点：1,281,283,624 株

（注）株式併合、株式の分割に関して調整済みの株式数

本調整条項は、本新株予約権の発行時において、事業転換を担う取締役及び従業員が将来の資金調達等による持分比率の低下のみを理由として長期的なインセンティブを失うことを避け、割当対象者に当社の中長期的な企業価値向上への継続的なコミットメントを促すことを目的として採用されました。

すなわち、当時の当社は、事業再建の過程において大規模かつ機動的な資本調達を繰り返すことが不可避と見込まれる状況にあり、発行時点の株式数を前提とした固定数のストック・オプションを付与するのみでは、再建に必要な資金調達を行うほど割当対象者のインセンティブが希薄化するという構造的な課題がありました。本調整条項は、かかる特殊な状況において、事業再建への貢献と資金調達の遂行とが割当対象役職員のインセンティブを損なわないようにするために設けられたものでありました。なお、割当対象役職員は、本調整条項を含む本新株予約権について、本新株予約権発行時に、第三者評価機関の算定に基づく公正価値に相当する金額を自らの資金で払い込んでおります。

その後、当社は 2024 年 4 月にビットコイン・トレジャリー戦略を採用し、その遂行に必要な資金を確保するため複数回のエクイティ・ファイナンスを実施いたしました。その結果、本調整条項により本新株予約権の目的株式数が増加する一方、将来の資金調達の都度、本新株予約権に起因する潜在株式数も変動し得る状態は引続き継続していました。当社は、この仕組みが、当初意図したインセンティブ維持という効果を超えて、既存株主の皆様にとって将来の希薄化の上限を把握しにくくする要因となっていると判断しました。そこで、現在の本新株予約権者全員の同意を得て、本調整条項を廃止し、目的株式数を固定することといたしました。

(3) 本新株予約権による潜在的希薄化を織り込んだ1株当たりBTC保有量

今般の条件変更にあたり、前提となる以下の2点についてご説明いたします。

第一に、本新株予約権に係る潜在株式数（本調整条項に基づく全ての調整を反映したもの）は、2024年4月のビットコイン・トレジャリー戦略採用以降、当社が公表する完全希薄化後発行済株式数に一貫して含まれており、1株当たりBTC保有量の算定においても、その分母にも織り込まれております。したがって、本新株予約権による潜在的な希薄化の影響は、当社の開示指標に常に反映されております。

第二に、このように本新株予約権に係る潜在株式数を織り込んだベースにおいても、完全希薄化後1株当たりBTC保有量は、下表のとおり、ビットコイン・トレジャリー戦略の採用以降、各四半期において継続して増加しております。

具体的には、ビットコイン・トレジャリー戦略採用時点（2024年4月8日）から2026年6月30日までに、当社の発行済株式総数は約8.3倍に増加する一方、BTC保有量はゼロから43,000BTCまで増加しました。また、戦略採用後最初の四半期末である2024年6月末から2026年6月末までの間では、本新株予約権その他の潜在株式を織り込んだ完全希薄化後1株当たりBTC保有量は約43倍に増加しております。すなわち、当該期間においては、BTC保有量の増加が完全希薄化後発行済株式数の増加を上回った結果、希薄化を織り込んだ後においても1株当たりBTC保有量が継続的に増加しております。

四半期末	発行済株式数（株）	完全希薄化後発行済株式数（株）	1,000株当たりBTC保有量（BTC）
2024年6月末	181,692,180	227,692,180	0.000619
2024年9月末	181,692,180	454,201,850	0.000878
2024年12月末	362,683,400	489,604,170	0.003598
2025年3月末	459,823,340	574,779,175	0.007039
2025年6月末	654,714,340	826,567,925	0.016151
2025年9月末	1,140,974,340	1,434,392,925	0.021489
2025年12月末	1,142,274,340	1,459,627,925	0.024049
2026年3月末	1,274,171,340	1,624,499,175	0.024731
2026年6月末	1,281,283,624	1,631,543,380	0.026355

（注）上表の各数値の詳細については、当社が継続的に開示している「ビットコインの追加購入に関するお知らせ」等の適時開示資料をご参照ください。当社は、これらの開示において、本調整条項に基づく調整を反映した本新株予約権に係る潜在株式数を一貫して完全希薄化後発行済株式数に織り込んだうえで、1株当たりBTC保有量を算定・公表しております。

なお、上表における「完全希薄化後発行済株式数」と、本新株予約権の発行要項における「完全希薄化後発行済株式総数」は、名称が類似していますが、その算定範囲が異なります。

上表における完全希薄化後発行済株式数は、(i) 発行済普通株式数、(ii) 転換社債、転換優先株式等、既に当社に対する払込みが行われている転換可能証券の転換を前提とした潜在株式数、及び (iii) ストック・オプションの行使による潜在株式数の合計として算定しており、いずれも基準日時点の数値を用いております。なお、第25回及び第26回の株式及び新株予約権の発行に関連して発行された新株予約権並びにMSワラントについては、当該権利が行使され、かつ、その行使に伴う払込みが当社に対してなされるまで、本指標の算定には含めておりません。

一方、本新株予約権の発行要項における「完全希薄化後発行済株式総数」とは、当社の発行済株式総数に、当社が発行し、かつ残存している取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）で、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるもの、又は当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（本新株予約権を除きます。）の目的となる当社普通株式の総数を加えたものと定義されており、本新株予約権自体に係る潜在株式数は含まれておりません。

本新株予約権の目的となる株式数は、上記のとおり「完全希薄化後発行済株式総数×0.2」と規定されてい

ます。もともと、当社は、本新株予約権の行使により交付される株式数について、各行使時点における実際の当社発行済株式数を基準として、行使後の希薄化率が 20%を超えないよう上限を設けるため、2025 年 8 月 26 日付で本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）全員から、それぞれの保有個数に応じた行使制限に関する誓約を受領しております。

これにより、本新株予約権の行使によって交付される株式数は、各行使時点における当社発行済株式数を基準として、行使後ベースの希薄化率が 20%を超えない範囲に制限される仕組みとなっております。

（４）変更の理由

本調整条項の下では、当社が新株式又はその他の潜在株式を発行する都度、本新株予約権の潜在株式数が自動的に増加する仕組みとなっております。このため、既存株主の皆様が生じる希薄化の影響が拡大するとともに、当社の完全希薄化後発行済株式数、ひいては将来生じ得る希薄化の程度を投資家の皆様が見通すことを困難にする要因となっております。加えて、エクイティ・ファイナンス等に伴い本新株予約権者の経済的利益も増加し得る構造であることから、資本調達に関する意思決定と本新株予約権者の利益との関係について懸念を生じさせる可能性もありました。本調整条項を廃止することにより、こうした構造的な懸念を解消し、資本調達に関する意思決定が、資金調達の必要性、条件及び株主価値への影響等を踏まえて行われることをより明確にするものです。

こうした状況を踏まえ、本新株予約権に起因する希薄化の上限を明確化し、あわせて経営陣・役職員と株主の皆様との利益の一致を一層図ることを目的として、本新株予約権者は、本調整条項に基づく権利を放棄し、本新株予約権に係る潜在株式数を固定することといたしました。

２．変更の内容

（１）潜在株式数の固定化

項目	変更前	変更後
目的株式数	完全希薄化後発行済株式総数に連動して調整（調整後株式数＝完全希薄化後発行済株式総数×0.2）。ただし、本新株予約権の行使によって交付される株式数は、各行使時点における当社発行済株式数を基準として、行使後ベースの希薄化率が 20%を超えない範囲に制限（2026 年 6 月 30 日時点：319,624,556 株）	319,464,000 株に固定（2026 年 6 月 30 日時点の発行済普通株式数を基準として、行使後の希薄化率が 20%となる本新株予約権全体の上限株式数を算定し、既に行使された 1,000 個を除く残存 459,000 個に対応する株式数を基礎として、本新株予約権 1 個当たりの目的株式数を 696 株（1 株未満の端数は切捨て）としたもの）
本調整条項（※）	有効	廃止
その他の調整（※）	現行要項による	株式分割・株式併合その他これに類する事由による調整に限定

なお、固定後の潜在株式数（319,464,000 株）は、上記の上限株式数（319,624,556 株）を基礎としつつ、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数に 1 株未満の端数が生じないように、1 個当たり 696 株（切捨て前：約 696.35 株）に切り下げたものであり、これにより潜在株式数は上限株式数から合計 160,556 株減少します。かかる切下げについては、本新株予約権者全員の同意を得ております。また、固定後の潜在株式数 319,464,000 株は、2026 年 7 月末日時点の発行済株式総数の約 24.9%に相当し、全て行使された場合の行使後発行済株式総数に対する希薄化率は約 20%となります。

本新株予約権の行使価額は、1 株当たり 10 円であり、残存する本新株予約権が全部行使された場合に当社に払い込まれる行使価額の総額は約 31.9 億円となります。潜在株式数が固定されるため、今後、発行済普通

METAPLANET

株式数が増加した場合には、本新株予約権が当社の資本に占める割合は増加するのではなく、低下することとなります。

また、本調整条項は廃止され、今後のエクイティ・ファイナンス等に連動して目的株式数が増加することはありません。

(※) 本新株予約権の発行要項における変更点につきましては、下記をご参照ください。

(下線部変更箇所)

現行要項 (前略)	変更案 (前略)
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は <u>46,000,000 株</u> (本新株予約権 1 個あたり <u>100 株</u> (以下、「割当株式数」という。)) とする。 なお、<u>本新株予約権の割当日の翌日以降に当社の完全希薄化後発行済株式総数</u> (以下に定義する。) が変動する場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 <u>調整後株式数＝</u> <u>新完全希薄化後発行済株式総数×0.2</u> 「完全希薄化後発行済株式総数」とは、当社の発行済株式総数に当社が発行し残存している取得請求権付株式、取得条項付株式または取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) であってその取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるもの及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権付社債その他の証券若しくは権利 (本新株予約権を除く。) の目的となる当社普通株式の総数を加えたものをいう。 <u>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</u> (後略)	6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は <u>319,464,000 株</u> (本新株予約権 1 個あたり <u>696 株</u> (以下、「割当株式数」という。)) とする。 なお、<u>当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。)</u> または株式併合を行う場合等、<u>割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、割当株式数は合理的な範囲で調整される。</u> この場合において、<u>調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。</u> (後略)

(2) 5年間のロックアップ

各本新株予約権者は、残存する本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、変更の効力発生日である 2026 年 8 月 18 日から 2031 年 8 月 17 日までの 5 年間、新株予約権者が死亡した場合における相続その他の一定の例外を除き、売却又は譲渡を行わない旨のロックアップについて、当社との間で合意してお

ります（「本ロックアップ」）。また、このほか、当社の要請に基づき、資本市場を活用した当社の円滑な資金調達を図ることのみを目的として、当社が指定する相手方に対し当社が承認した条件で行う株式の貸借（貸株）についても、本ロックアップの例外とされています。

なお、本新株予約権は、2023年2月の発行時において、発行後3年間の待機期間を設けその後2026年から2028年まで毎年3分の1ずつ行使可能とする、発行から最終行使可能日まで5年間の長期コミットメントを前提として設計されたプログラムであり、発行から3年が経過した本年、初めてその3分の1が行使可能となったものです。本ロックアップの結果、いずれの本新株予約権者も、原則として、自らの資金により公正価値で本新株予約権を引き受けてから8年半以上が経過する2031年8月より前に、本新株予約権から経済的に利益を得ることはできません。今般、この時点で、行使により取得する株式についてさらに2031年までの5年間の本ロックアップを設定することにより、割当てを受けた当時の経営陣・従業員は、発行時から通算8年以上にわたり、当社の中長期的な企業価値向上にコミットすることとなります。

本ロックアップは、従来設けられていなかった、本新株予約権の行使により取得する株式の売却・譲渡に関する新たな制限です。なお、本新株予約権の段階的な行使スケジュールその他の行使条件に変更はなく、各本新株予約権者が2025年8月26日付で当社に差し入れた本新株予約権の行使に関する誓約書（上記1（3）に記載の行使制限に関するもの）は、本変更による目的株式数の固定に伴いその意義を失うため、本変更の効力発生日をもって終了します。

また、本新株予約権自体の譲渡については、従前より当社取締役会の承認を要するものとされており。当社は、下記（3）に記載するインセンティブ・ビークルへの譲渡（譲受人が本ロックアップに係る義務を承継する場合に限ります。）を除き、現時点において、本新株予約権の譲渡を承認する予定はありません。

（3）長期役職員インセンティブ・プラン

① 本プランを採用する理由

当社がビットコイン・トレジャリー戦略をグローバルに推進し、企業価値を中長期的に向上させるためには、経営、資本市場、ビットコイン、テクノロジーその他の専門領域において世界水準の知見と実行力を有する人材を継続的に獲得・維持することが重要です。本プランは、こうした人材に当社の長期的な株主価値向上への参画機会を提供し、株主の皆様との利益の一致を図ることを目的としています。

また、新たな新株予約権を発行するのではなく、固定後の本新株予約権の一部を活用することで、追加的な潜在株式を発生させずにインセンティブ枠を確保できると判断しました。

② 本プランの概要

現在の本新株予約権者は、その保有する本新株予約権の一部を、今後新たに当社の役職員等が参加する長期インセンティブ・ビークルに譲渡する意向を表明しております。

当該インセンティブ・ビークルは、当社の株主の皆様に対する長期的な価値創造に必要な人材の維持・獲得を図るためのインセンティブ・プラットフォームとして、主に活用していくことを予定しております。

なお、当該譲渡は、上記（1）の条件変更により固定される本新株予約権に係る潜在株式数の範囲内で行われるものであり、当該譲渡によって新たな潜在株式が発生するものではないため、追加的な希薄化は生じません。

本プランの現時点における想定は、以下のとおりです。具体的なビークルの形態、移管個数、移管条件、参加対象者の参加方法、経済的利益の配分方法その他の条件は、法務・会計・税務上の検討を経て確定します。

- ・ 移管元：現在の本新株予約権者（定年退職を予定している1名を除く4名）
- ・ 移管先：当社が指定する信託、組合、SPC その他の管理ビークル
- ・ 移管予定数：本新株予約権 90,000 個（目的株式数 62,640,000 株相当。固定後の潜在株式数の内数）を上限とする。当該 90,000 個は、2026年6月30日時点における本新株予約権の未行使残高の約20%、2026年7月末時点の発行済株式総数の約4.9%に相当します。移管予定数については、今後、当社グループの中長期的な企業価値向上に貢献する役職員等に対して十分な経済的インセンティブを付与できる規模を確保する一方、既存の本新株予約権者が保有する権利の大部分を引き続き維持することとのバランスを

考慮し、最大 90,000 個と設定しております。

- ・ 対象者：当社又は当社グループの現在又は将来の役職員その他当社が適当と認める者のうち、当社の事業執行、資本市場関連業務その他中長期的な企業価値創出の中核となる機能において担う役割の重要性を基準として選定される者としします。当社は、本プランへの参加及び経済的利益の配分に関する事項を承認した都度、適時適切に開示してまいります。
- ・ 参加・経済的利益の配分：対象者、配分数、業績・在籍その他の条件について報酬委員会の審議・承認を経たうえで、法令及び社内規程に従い必要な機関決定を行う予定です。
- ・ ロックアップ：ビークルへの本新株予約権の移管に際しては、本ロックアップに係る義務をビークルに承継させる予定です。また、参加対象者についても、具体的なビークルの形態に応じ、本ロックアップと整合的な長期インセンティブとなるよう必要な制限を設ける予定です。

③ 本プランのメリット及び留意点

本プランの主なメリットは、(i) 固定済みの潜在株式数の範囲内で運用するため追加的な希薄化を生じさせないこと、(ii) 世界水準の人材の採用・リテンションに用いる長期インセンティブを機動的に設定できること、及び(iii) 配分を報酬委員会の審議対象とすることにより透明性と客観性を確保できることです。

一方、本新株予約権が将来行使された場合には、固定された上限の範囲内で実際の希薄化が生じます。また、ビークルの設立・維持に係るコスト、法務・会計・税務上の複雑性及び対象者の選定・評価に係る運用負担が生じます。当社は、移管個数を必要な範囲に限定し、明確な適格要件、付与条件及びガバナンス手続を設けることで、これらの留意点に対応する方針です。

④ 今後の想定スケジュール

2026 年 8 月 18 日：本プランの基本方針決定

2026 年 9 月：ビークルの形態・条件の確定、法務・会計・税務上の確認及び必要な機関決定 [予定]

2026 年 9 月以降：ビークルの組成、本新株予約権の移管及び対象者のビークルへの参加開始 [予定]

⑤ 法令上の取扱い

本新株予約権のビークルへの移管、参加対象者による当該ビークルへの参加その他本プランの実施については、金融商品取引法その他の適用ある法令等を遵守の上、実施します。

3. 株主の皆様にとっての意義

潜在株式数を固定することにより、本新株予約権に起因する潜在的な希薄化の上限が確定するとともに、当社の完全希薄化後発行済株式数から本新株予約権に係る変動要素が除かれることとなります。これにより、投資家の皆様において、1 株当たり BTC 保有量及びこれに関連する指標を、より明確かつ予測可能な形で評価することが可能となります。

また、本新株予約権の行使により取得する株式に 5 年間のロックアップを設定することにより、本新株予約権者による経済的価値の実現を、当社が中長期的な企業価値向上を実現した後に位置付け、株主の皆様との利益の一致を一層図ることを企図しております。潜在株式数の固定により本新株予約権に起因する希薄化の最大値が明らかになるとともに、本ロックアップにより、原則として、その対象となる株式が 2031 年 8 月より前に市場に放出されることはありません。段階的な行使制限、譲渡の禁止及び譲渡に係る取締役会承認の要件と相まって、変更後の本新株予約権は、一般的なストック・オプション・プログラムと比較しても、相当程度厳格な制約に服するものとなります。

さらに、本新株予約権の一部を長期インセンティブ・ビークルに譲渡することにより、追加的な希薄化を生じさせることなく、既存の潜在株式数の範囲内で、当社の役職員等に対する長期インセンティブへの参加機会を拡大することが可能となります。

なお、固定後の潜在株式数は、今後当社が新株式その他の潜在株式を発行した場合においても増加しません。そのため、今後当社の発行済株式数が増加した場合には、上記 2 (1) に記載のとおり、本新株予約権に係る潜在株式数が当社の発行済株式数に占める割合は相対的に低下していくこととなります。

4. 手続

本変更は、本新株予約権を保有する取締役を審議及び決議から除外したうえで、取締役会において決議さ

METAPLANET

れました。当社は、決議に先立ち、本新株予約権者全員の同意を取得しております。なお、本調整条項の放棄及び本ロックアップの合意それ自体の対価として、本新株予約権者に金銭その他の経済的利益は提供されておられません。

5. 日程

項目	日程
取締役会決議	2026 年 8 月 18 日
本新株予約権割当契約の変更契約の締結	2026 年 8 月 18 日
発行要項の変更の効力発生日	2026 年 8 月 18 日
変更登記	効力発生日から 2 週間以内（予定）
ロックアップ期間終了日	2031 年 8 月 17 日

6. 業績への影響

本変更による当社の当期連結業績への影響は、軽微であると見込んでおります。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

7. 今後の開示

当社は、固定後の潜在株式数、ロックアップの状況、本新株予約権の行使状況及びインセンティブ・ビークルへの本新株予約権の譲渡について、法令及び取引所規則に従い、適切に開示してまいります。

なお、本件は、本新株予約権に起因する潜在的な希薄化の上限を確定するものであり、当社が今後実施する可能性のあるその他の資金調達に伴う希薄化を否定するものではありません。当社は、今後の資金調達についても、完全希薄化後 1 株当たり BTC 保有量その他の関連指標及び株主価値への影響を十分に検証した上で、その実施を判断してまいります。

以上